

1999年12月16日

全国知事会

会長 土屋 義彦 殿

宅老所・グループホーム全国ネットワーク

代表世話人 梶谷 和夫

同 下村 恵美子

同 高木 敏江

みやぎ宅老連絡会

福島ケアホーム連絡会

栃木県高齢者デイホーム連絡会

さいたま痴呆性高齢者小規模サービス連絡会

民間デイサービス・グループホーム千葉県連絡会

富山県民間デイサービス連絡協議会

あいち宅老連絡会

岡山県民間デイ連絡会

福岡県宅老所（小規模ホーム）連絡会

佐賀県宅老所・グループホーム連絡会

熊本県宅老所・グループホーム連絡会（準備会）

## 痴呆介護に関する要望書

私たちは、痴呆性高齢者並びに高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で普通の暮らしを継続できるように支援するため、宅老所や小規模で多機能なサービスを実践してきました。平成11年1月23日に「宅老所・グループホーム全国ネットワーク」を発足し、地域における宅老所・グループホームの役割について、深めてまいりました。

また、介護保険制度がより痴呆性高齢者の在宅生活を支える制度となるように、平成11年6月4日及び本日、厚生大臣に対し、痴呆介護に関する要望書を提出いたしました。

私たち宅老所・グループホームでは、介護保険法の施行後も、痴呆性高齢者並びに高齢者、その家族が常に良好な関係を保ちながら在宅生活を継続できるように、なじみの関係と生活を分断することなく連続したものとなるようなサービスを提供していきたいと考えています。

こうしたサービスが実現できるよう以下のことを要望いたします。

## 記

### 一.都道府県に実施して頂きたいこと

#### I.痴呆対応型通所介護（デイサービス）の促進について

- 1.痴呆介護の充実を図るために痴呆対応型デイサービスを最低小学校区に1ヵ所の施設整備促進。
- 2.NPO法人既存が民家を活用した痴呆対応型デイサービスの開設するときの改築費・整備費（備品・増改築費など最低500万円以上）の補助。

#### II.地域密着小規模多機能の痴呆対応サービスの実現について

- 1.痴呆性高齢者が可能な限り住み慣れた地域で普通の暮らしを継続できるように支援するために、なじみの空間となじみの関係が保たれる介護サービスが求められる。その実践としてこれまで宅老所はなじみの空間で「通い」「泊り」「住まい」「見守り・付き添い」などを、常に寄り添うなじみのあるスタッフによって介護サービスを提供してきた。痴呆介護の特殊性からこうした地域密着小規模多機能の宅老所のサービスを評価した介護保険制度の実現を国に要望すると共に介護保険を補う制度の整備をして頂きたい。
- 2.ケアプランにない緊急の場合介護者にかわって一時的に介護ができるように「通い」「泊り」「住まい」「見守り・付き添い」サービスなどの介護サービス（レスパイト事業）を国に要望すると共に補助制度を整備して頂きたい。

### 二.国に要望して頂きたいこと

#### I.利用者負担の軽減について

- 1.要介護認定によって現在利用しているサービスを減らさざるを得ない、又は、全額自己負担でサービスを継続せざるを得ない利用者に対する救済措置。
- 2.利用者の自己負担は現行制度の2から3倍となり、サービスを利用することが経済的に困難となる高齢者が続出すると考えられるので、利用者の自己負担の減免措置。

#### II.介護保険法の円滑な実施に向けて

##### 1.公正な要介護認定の実施

現在、コンピューターによる第1次判定や短時間で検討される2次判定によって決定される要介護度に対し、実際の介護状況が正しく判定されていない等の様々な問題が指摘されている。ゆえに、適正に判定されるシステムの構築。

##### 2.介護保険法施行当初における融資制度の創設

介護報酬の初回支払いが2ヶ月後になるために、運営困難な状況となる宅老所・グループホームが出てくると考えられる。ゆえに、NPO法人等の事業者にも無利子、又は低金利の融資制度の創設。

### III.痴呆対応型在宅介護支援センターの創設について

痴呆介護の特殊性から痴呆性高齢者に関する相談を専門とする在宅介護支援センターの創設。痴呆対応型通所介護及び痴呆対応型共同生活介護に併設のこと。

#### IV.痴呆対応型通所介護（デイサービス）について

- 1.自立判定となった現行の利用者について介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と同様の経過措置を設けて継続して利用できること。
- 2.既存の民家を活用した痴呆対応型デイサービスの開設するときの改築費・整備費（備品・増改築費など最低500万円以上）の補助。

#### V.痴呆対応型短期入所生活介護（ショートステイ）の基準の緩和について

- 1.現在検討されている基準該当短期入所生活介護の実現。なお、実施にあたっては夜間帯使われていない指定通所介護等の設備の一部を使用できるよう基準の緩和。
- 2.ケアプランがない緊急一時的なショートステイができるよう、痴呆対応型通所介護並びに痴呆対応型共同生活介護において、利用者一人、一泊から利用できること。

#### VI.痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）の指定基準の緩和について

- 1.既存の民家を活用しておこなうことができるよう指定基準の緩和。
- 2.市町村の判断で指定ができる基準該当痴呆対応型共同生活介護の創設。
- 3.整備費補助については、施設併設・隣接のみでなく単独型も許可。既存民家活用型にあっては、従来通り設備費（備品・増改築など最低500万円以上）の補助。
- 4.24時間365日の専門的ケアを実現するには、夜間帯も含めて介護職員の配置が必要であり、実態に見合う適正（一ヶ月利用者1人につき40万円以上）な介護報酬の設定。

#### VII.生きがい対応型デイサービスの基準の緩和について

生きがい対応型デイサービスを指定通所介護においても共用実施できるよう指定基準を弾力的運用できること。

#### 三.市町村に指導して頂きたいこと

##### I.痴呆対応型通所介護（デイサービス）について

- 1.痴呆介護の充実を図るために痴呆対応型デイサービスを最低小学校区に1ヵ所の施設整備。
- 2.痴呆対応型デイサービスが小学校の空き教室など、地域の特性に応じて公共施設を有効活用できるような施設整備。

##### II.痴呆対応型短期入所生活介護（ショートステイ）の実施について

基準該当短期入所生活介護の実現が制度化されたあかつきにはその積極的な実施。

#### III.生きがい対応型デイサービスの実施について

自立判定者に対するサービスとして生きがい対応型デイサービスについては積極的に実施し、未法人も含めて宅老所に対して積極的に委託。